

第 47 回

被災地域は特に注意！

## 災害後の住宅修理トラブル

### 相談事例

自宅を訪問した事業者が台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる、直しておけばまだ住める。瓦下地の3割は傷みが激しく、修繕費用が高額になる」などと不安をあおってきたので、住む場所がなくなってしまうは大変と思い、約110万円の修繕契約をした。しかし、説明を受けた工事内容が行われていないことが分かった。既に約50万円を支払ったが、見積書・工事請負契約書面も不可解なところがあり、残金を支払いたくない。どうすればいいのか。 (50歳代、女性)

### ●問題点とアドバイス

#### (1) 複数の見積もりで比較検討！

自宅を突然訪問してきた事業者などから勧誘を受け、住宅修理工事や保険金申請サポートの契約を結び、トラブルになるケースが多くみられます。工事の必要性や費用の見積もりが適正なのか、その場で判断するのは難しく、事業者に言われるがままに契約をしてしまうおそれがあります。勧誘を受けてもその場で契約せず、複数の見積もりを比較するなど慎重に検討し、修理が必要ない場合にはきっぱりと断りましょう。

#### (2) 不安をあおる勧誘に注意！

「今直さないと大変なことになる」や「次の大きな地震で倒壊する可能性がある」などと、消費者の不安をあおって契約を迫るケースもみられます。なかには、あらかじめ用意しておいた別の住宅の写真を、さも自宅が損傷しているかのように見せて消費者の不安をあおるケースもありますので注意してください。

#### (3) 契約前に工事日程や費用を十分確認！

契約前に、工事日程や費用の妥当性についても十分に確認しましょう。また、事前に、施工される工事の仕上がり具合などのサンプルを見

せてもらう、工事延期、やり直しの場合の取り決めをしておくで安心です。

#### (4) 「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」との勧誘に要注意！

保険金請求の申請をサポートするなどとして高額な手数料や違約金を請求するケースがみられます。保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。「申請サポートする」と勧誘をされてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。また、経年劣化による損傷と知りながら、自然災害等の事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると詐欺罪に問われるおそれもありますので、絶対にしないでください。

#### (5) 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフができます

事業者からの訪問や電話勧誘を受けて契約した場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ(無条件での契約解除)をすることができます。望まない契約をしてしまった場合には、速やかに書面またはメール等によりクーリング・オフ\*を申し出てください。

\* クーリング・オフの方法については、国民生活センター・ウェブサイト参照 [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)  
参考：国民生活センター「被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル」(2022年6月16日公表) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616_1.html)